

【解雇と退職勧奨】

	解雇	退職勧奨
内容	従業員の同意なく、会社側の一方的な意思表示によって従業員を辞めさせる方法	従業員に対して退職を促し、自らの意思によって退職してもらう方法。 退職届の提出または退職合意書を締結することを目指す
どのような場合に選択できるか	客観的に合理的な解雇理由が存在し、解雇という手段を取ることが社会通念上相当であると認められる場合のみ可能（労働基準法 15 条、16 条）	「従業員に辞めてもらいたい」という様々な場面で実施できる
ポイント	法律及び判例で定められた解雇の要件を満たしているかどうか	会社から強要されることなく、従業員が自らの意思で退職を決定したかどうか